

福岡県公報

平成25年3月12日
第3478号

目次

告示(第351号-第367号)

- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 2
- 都市計画の変更の案の縦覧 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5

公 告

- 採石法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (工業保安課) …………… 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (児童家庭課) …………… 6

収用委員会

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用地課) …………… 6

告 示

福岡県告示第351号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業(立花地区大倉谷Ⅰ換地区)	平成20年3月31日
区画整理事業(立花地区大倉谷Ⅱ換地区)	平成20年3月31日
区画整理事業(立花地区小倉谷換地区)	平成20年6月26日
農業用排水施設整備事業(立花地区)	平成21年11月27日
農道整備事業(立花地区)	平成22年3月26日
区画整理事業(立花地区北山Ⅰ換地区)	平成22年3月26日
区画整理事業(立花地区北山Ⅱ換地区)	平成22年3月26日

福岡県告示第352号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字前津字正分260番2、260番3、261番1、261番6から261番11まで、262

番6から262番10まで、263番2の一部及び263番7から263番10まで並びに大字徳久字中村282番1から281番4まで、324番2の一部及び324番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑後市大字山ノ井742-3
株式会社 筑後ハウス
代表取締役 室園 淳

福岡県告示第353号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字奈良田1160番7及び1160番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町駕与丁二丁目8番10号
磯谷 大輔

福岡県告示第354号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年2月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 九州車いすテニス協会

(2) 代表者の氏名

麻生 泰

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市大字柏の森字大谷6番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、車いすテニスを通じ日本国内及び外国の身体障害者間のスポーツ交流・相互理解を深め、さらには車いす障害者の基礎体力・精神力の構成をはかり、障害者に勇気と希望を与え、社会に参加する意欲を大いに喚起することを目的とする。

福岡県告示第355号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成25年3月12日から同年3月26日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

中間都市計画道路

3・4・1号犬王古月線の変更

3・4・5号塘ノ内砂山線の変更

3・6・18号中間水巻線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

中間市蓮花寺二丁目、中間市蓮花寺三丁目及び、中間市岩瀬三丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

中間市建設産業部都市整備課

水巻町建設課都市計画係

福岡県告示第356号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市二森字垣添510番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市筑紫駅前通1-140セジュール・レスポワール207号

古柳 洋一

福岡県告示第357号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉郡筑前町原地蔵字地蔵下2227番5、2233番3、2233番4、2234番1、2234番3、2235番1、2235番3、2236番1、2236番3、2237番1及び2237番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市馬田3246番地

社会福祉法人 朝倉社会事業協会

理事 田中 茂夫

福岡県告示第358号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から述べられた意見の

概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町松原598番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から述べられた意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

・騒音は予測結果から基準値以内であるが、事業開始後の騒音測定値においては未確認のため、問題が生じた際は適切な騒音防止策を講じること。

(2) 廃棄物に係る事項等

・廃棄物等の運搬・処理計画において、「その他可燃性廃棄物」に紙（雑誌）の混入を防ぎ再資源化を図ること。

・那珂川町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則に定める多量排出事業者に該当することから、廃棄物管理責任者選任（変更）届及び、廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の届出を提出すること。

福岡県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

久留米	県道	諸富 西島線	前	久留米市城島町浮島643番19先から 久留米市城島町浮島487番3先まで	5.6 ～ 18.0	958.7
			後	久留米市城島町浮島643番19先から 久留米市城島町浮島487番3先まで	10.5 ～ 12.8	

福岡県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般国道	442号	前	大川市大字大橋277番1先から 大川市大字郷原296番1先まで	6.7 ～ 39.9	450.0
			後	大川市大字大橋277番1先から 大川市大字郷原296番1先まで	6.7 ～ 39.9	

福岡県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原線	前	朝倉市佐田2805番先から 朝倉郡東峰村大字小石原1637番1先まで	7.1 ～ 46.5	3,620.0
			前	朝倉市佐田2805番先から 朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで	6.2 ～ 46.5	
			後	朝倉市佐田2805番先から 朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで	6.2 ～ 46.5	3,610.0
			後	朝倉市佐田2805番先から 朝倉郡東峰村大字小石原1632番1先まで	6.2 ～ 46.5	

福岡県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	金 田 糸 田 田 川線	前	福智町金田795番1先から 福智町金田786番1先まで	9.4 ～ 34.5	315.4
			後	福智町金田795番1先から 福智町金田786番1先まで	9.4 ～ 34.5	

福岡県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年3月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	金田糸田線 田川	福智町金田795番1先から 福智町金田795番10先まで

福岡県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	塔瀬十文字線 小郡	前	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田4980番1先まで	4.4 ～ 44.0	1,428.0
			後	朝倉市佐田4607番1先から 朝倉市佐田4980番1先まで	4.4 ～ 44.0	1,428.0

福岡県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年3月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	塔瀬十文字線 小郡	朝倉市佐田4607番7先から 朝倉市佐田4709番先まで

福岡県告示第366号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字上須恵字名引1161番1から1161番22まで、1162番1から1162番18まで、1166番1及び1166番5から1166番10まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡須恵町大字上須恵1203番地の1
有限会社 長澤工務店
代表取締役 長澤 辰昭

福岡県告示第367号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
京都郡みやこ町犀川下伊良原字小畑川原725、727の2
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由
ダム用地とするため

公 告**公告**

採石法（昭和25年法律第291号）第34条の4第2項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 不利益処分の根拠となる法令の条項
採石法第33条の12第4号
- 聴聞の期日及び場所
平成25年3月19日 午前11時00分
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁南棟地下1階
行政8号会議室
- 傍聴の方法
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
- 聴聞に関する問合せ先
福岡県総務部行政経営企画課法務班
電話番号092-643-3028
郵便による場合の宛先
郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉法施行細則（昭和28年福岡県規則第59号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成25年3月12日

福岡県知事 小川 洋

- 意見を募集しなかった理由
今回の本規則の一部改正は、福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年福岡県条例第56号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理が主な内容であり、これに加えてその他の形式的な変更を行うものであるため、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当し、意見公募手続の適用外として同条第1項に規定する意見公募手続を実施しなかったものです。

- 規則の公布日

平成25年3月12日

収用委員会**福岡県収用委員会告示第10号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年3月12日

福岡県収用委員会

- 起業者の名称
北九州市
- 事業の種類
北九州都市計画道路事業3・3・169号穴生水巻線（森下工区）
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
-------	----	----	--------------

北九州市八幡 西区森下町	7番11	宅地	371.16(372.20)平方メートルのうち収用しようとする土地の面積17.85平方メートル
-----------------	------	----	---

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

- 4 土地所有者の氏名及び住所
水口鉄昭
北九州市八幡西区熊手一丁目2番34号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
株式会社佐賀銀行
佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号
根抵当権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成25年2月22日